

令和2年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

令和2年10月15日
福岡県人事委員会

《本年の給与勧告のポイント》

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

- 民間の支給割合に見合うよう、期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05月分引下げ（年間支給月数4.50月分 → 4.45月分）
- 月例給・勤務時間その他の勤務条件などについては、別途必要な報告・勧告を予定

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

本委員会は、地方公務員法に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、民間事業所の従業員の状況、国及び他の地方公共団体の職員の状況等を考慮した上で、労働基本権制約の代償措置として、職員の給与等に関し、報告及び勧告を実施

2 期末・勤勉手当（ボーナス）の改定等

(1) 民間給与の調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,995事業所から516事業所を無作為に抽出。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で6月29日から7月31日まで実施。なお、月例給に関する調査は8月17日から9月30日まで実施

(2) 民間との比較

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間の支給月数を比較。職員の支給月数が民間の支給割合を0.05月分上回る。

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A-B）
4.45月分	4.50月分	△0.05月分

(3) 改定の内容（条例の公布の日から実施）

- 民間の年間支給割合に見合うよう、0.05月分引下げ
・4.50月分 → 4.45月分（引下げ分は期末手当に反映）

【参考】職員（行政職）の年間給与（月例給+ボーナス）の平均額

改定前	改定後	増減額
6,176,476円	6,157,061円	△19,415円（△0.31%）

3 その他

勤務時間その他の勤務条件などは、月例給の調査結果とともに、必要な報告・勧告を予定